

ほんじょう 水だより

目次

- 基本料金免除について…………… P 1
- 漏水かな?と思ったら…………… P 2
- 工事の際は水道管破損に気をつけましょう…………… P 2
- 水質検査を実施しています…………… P 3
- 本庄市の水道水Q&A…………… P 3
- 新料金の請求について…………… P 4

編集・発行／本庄市上下水道部

基本料金の免除を実施します

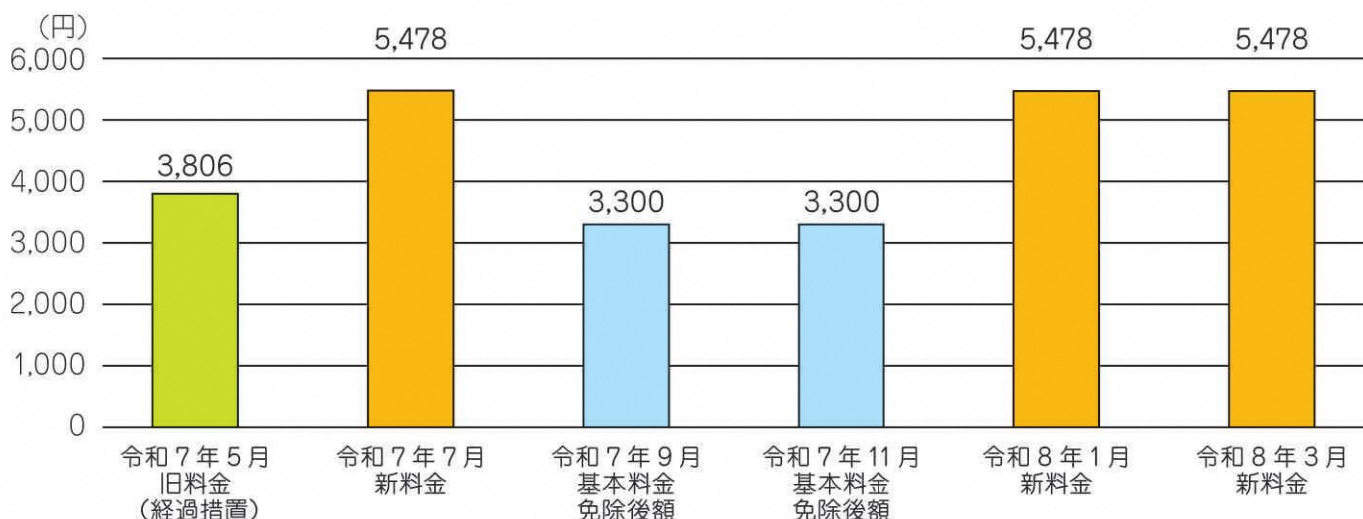
物価高騰による負担を軽減するため、国の交付金を活用し、水道料金の基本料金を4か月免除します。



基本料金免除について

- ◆対象 市と給水契約を結んでいる方
※官公署及び群馬県伊勢崎市境島村地区の方を除きます。
- ◆実施期間 奇数月検針の方： 9月、11月検針分
偶数月検針の方：10月、12月検針分
毎月検針の方： 9月～12月検針分
- ◆実施内容 口径に応じた基本料金を4か月分免除

(例)奇数月検針の方がメーター口径13mm、2か月で40立方メートルを使用した場合の水道料金(税込)



◇2か月分の基本料金

990円(基本料金)×2か月+198円(消費税)=2,178円・・・①

◇実際に基本料金を免除した額

(令和7年7月の料金) (①) (令和7年9月の料金)
5,478円 - 2,178円 = 3,300円

※メーターの口径によって基本料金免除額が異なります。

詳しくは9月、10月の検針票配布時に、免除についての「おしらせ」を配布します。

漏水かな?と思ったら ～まずどこで漏水が起きているか確認しましょう～

◆漏水の発見方法

- ① 建物内のすべての蛇口を閉める
- ② 水道メーターにあるパイロット
(赤と銀のコマ)を確認する

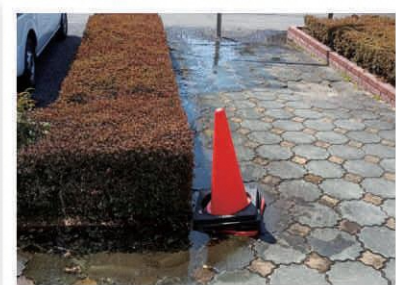


＜パイロットが回っていない場合＞

水道メーターから道路側で漏水しています。水道課へご連絡ください。その際に、漏水位置や連絡者のお名前と連絡先もお伝えください。

＜パイロットが回っている場合＞

水道メーターから建物側で漏水している可能性があります。市指定給水装置工事事業者に修理依頼をしてください。(修理費は本人の負担になります。賃貸住宅の場合は、建物の管理者に相談してください)



(漏水の様子)

※市指定給水装置工事事業者は、水道課及び市ホームページで確認できます。

市内業者→



市外業者→



工事の際は水道管破損に気をつけましょう ～思わぬ断水・濁水を防ぐために～

建物等の解体工事中に給水装置(水道管等)を破損してしまう事故が相次いでいます。

破損すると断水や濁水が発生し、近隣の水道利用者にご迷惑をおかけることになります。

破損事故防止のために、解体工事を依頼する場合は、工事関係者の方へ次の点に注意していただくようご協力をお願いします。

◆解体工事の前に、水道管等の有無や位置関係をご確認ください。

※配管図は水道課で閲覧できます。

◆宅地内の水道管は地面から浅いところにも埋設されています。重機オペレーターや工事作業員に給水装置の位置を周知して、破損させないよう慎重に施工をしてください。

なお、給水管付近は重機での掘削は避けてください。

◆給水装置を破損してしまった場合、メーターボックス内の止水栓で速やかに止水してください。止水できない場合は、すぐに本庄市指定給水装置工事事業者へ修理依頼してください。

◆給水装置を破損してしまった場合、必ず本庄市水道課までご連絡ください。

◆破損個所にかかわらず、破損に伴う修理費用は「破損させた方の負担」となります。



(水道管破損の様子)



(破損した水道管)

水質検査を実施しています

本庄市では、市民の皆さまに安全で良質な水道水を安心して利用していただくために、**水質検査**を実施しています。検査を行うにあたっては、水質検査の**頻度、検査項目、検査地点**を**水質検査計画**で定めています。水質検査計画に基づき、次のような検査を実施しています。

◆毎日検査…色、濁り、消毒の残留効果

◆定期検査…一般細菌、大腸菌などの法令に基づく水質基準項目および水質管理に必要な項目（PFAS含む）



水質検査状況

本庄市の水道水はすべて水質基準を満たしております。

令和7年度水質検査計画およびこれまでの水質検査の結果はホームページで公開しています。



本庄市の水道水 Q&A

Q1 水の「硬度」ってなに？本庄市の水って硬いの？

A1 水の「硬度」とは、水に含まれるミネラル分であるマグネシウムやカルシウムの量のことです。
本庄市の水は硬度の高い「硬水」で、ミネラル分が豊富に含まれています。



Q2 本庄市の水道水はどこから来ているの？

A2 本庄市の水道水の水源は、井戸から汲みあげる地下水と河川の表流水を利用している県営水道の2つとなります。
本庄地域の地下水は深さ約150mの深井戸から、児玉地域の地下水は深さ約10mの浅井戸から取水しています。深井戸の水は比較的きれいなため、次亜塩素酸ナトリウムという消毒薬を注入するだけで飲めるようになります。浅井戸の水はろ過してから次亜塩素酸ナトリウムを注入しています。
本庄市へ供給している県営水道は、利根川の表流水を行田浄水場で浄化しています。



新料金の請求について

令和7年4月より水道料金の改定を実施しました。

本庄市では、原則として検針は2か月に1度行い、2か月分の料金をまとめて請求させていただいています。検針月はお住まいの地区によって偶数月と奇数月に分かれています。

新料金の適用は、偶数月検針の方については6月の検針分から、奇数月検針の方については7月の検針分からとなります。

新旧料金比較表

基本料金（1月につき）

口径 (mm)	旧料金 (円)	新料金 (円)	差額 (円)
13	680	990	310
20	990	1,430	440
25	1,120	2,450	1,330
30	2,500	4,000	1,500
40	5,000	8,400	3,400
50	7,500	16,000	8,500
75	12,500	37,000	24,500
100	18,750	57,000	38,250
150～	37,500	127,000	89,500

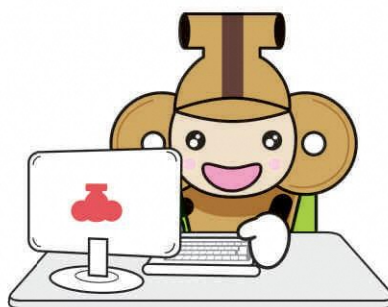
（税抜き）

超過料金

使用水量 (m ³)	旧料金 (円)	新料金 (円)	差額 (円)
11～30	105	150	45
31～50	125	195	70
51～100	150	215	65
101～200	170	235	65
201～	190	250	60

料金改定後の水道料金の詳細については、下記のQRコードから市ホームページをご確認ください。

水道料金の改定について →
（市ホームページ）



■水道の使用等に関するお問い合わせは水道課へ

住 所／本庄市千代田3-4-5（水道庁舎）
電 話／0495-22-2151
F A X／0495-22-2153

■下水道の使用等に関するお問い合わせは下水道課へ

住 所／本庄市本庄3-5-3（本庄市役所2階下水道課）
電 話／0495-25-1146
F A X／0495-25-1145

受付時間／平日 午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日及び12月29日～1月3日はお休みです。

市役所・水道庁舎案内図



過去の
水だよりはこちら